### 政令第四百八十号

# 投資信託及び投資法人に関する法律施行令

内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号)の規定に基づき、証券投

資信託及び証券投資法人に関する法律施行令 (平成十年政令第三百七十号) の全部を改正するこの政令を制

定する。

#### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 投資信託制度 (第二条 - 第五十三条)

第三章 投資法人制度 (第五十四条 - 第九十九条)

第四章 雑則 (第百条-第百二条)

附則

第一章 総則

(定義)

頭指 場証 産運 投資主」、 証券投資信 用業」 数等スワップ取引」、 . 券先物取引」 託 投資法人債」、「投資法人債券」、 投資信託委託業者」、 \_ 有価 \_ 有価 [証券] 「受益証券」、 :証券店頭指数等先渡取引」 \_ 有価証券指数等先物取引」 「投資法人」 \_ 適格機関投資家私募」、 「資産保管会社」、「 、「登録投資法人」 \_ 有価 証券店頭 \_ 有価証券オプション取引」 投資信託委託業」 オプション取引」 般事務受託者」又は「外国投資 「投資口」、 \_ 投資証券」、 \_ 投資法人資 有 価 証 外 玉 市 \_

取引、 信託」 プション取引、 者指図型投資信託、 とは、 有価証券オプション取引、 それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律 (以下「法」という。) 第二条に規定する委託 委託者非指図型投資信託、 外国 市場証券先物取引、 投資信託、 証券投資信託、 有価証券店頭指数等先渡取引、 有価証券、 有価証券指数等先物 有 価 証券 店 頭 オ

資法人資産運用業、 投資法人債券、 資産保管会社、 投資信託委託業者、 一般事務受託者又は外国投資信託をいい、 投資法人、 登録投資法人、投資口、 投資証券、 「信託会社等」 投資主、 とは、 投資法人 法第

有価証券店頭指数等スワップ取引、

受益証券、

適格機関投資家私募、

投資信託委託業、

投

債、

四条に規定する信託会社等をいい、

「投資法人債権者」とは、

法第百三十九条の三に規定する投資法人債

権者をいう。

第二章 投資信託制度

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 投資信託委託業者

信託会社等(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等

先物取引、 有価証券オプション取引、 外国市場証券先物取引、 有価証券店頭指数等先渡取引、 有価証券

店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。)を除く。)

 $\equiv$ 認可投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号

以下「投資顧問業法」という。)第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定

する投資顧問業者をいう。以下同じ。)

四 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において外国の法令の規定に基づき投資信託委託業又は

投資法人資産運用業に相当する業を営んでいる法人

五 外国の法令に準拠して設立され、 かつ、 外国において投資顧問業法第三条に規定する投資判断の一任

による投資を行う業務を営んでいる法人

(特定資産の範囲)

第三条 法第二条第一 項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 有価証券

二 有価証券指数等先物取引に係る権利

三 有価証券オプション取引に係る権利

四 外国市場証券先物取引に係る権利

五 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

六 有価証券店頭オプション取引に係る権利

七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

八 不動産

九 不動産の賃借権

#### 十 地上権

<del>+</del> 金銭債権 (第一号、次号及び第十四号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。)

約束手形(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第八号に掲げるものを除く。

第十九条第一項第六号及び第三十条第三項第七号において同じ。)

十三 金融先物取引等 (金融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号) 第二条第八項に規定する金融先

物取引等をいう。以下同じ。) に係る権利

十四四 金利、 通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の

時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似

する取引であって、 総理府令で定めるもの(金融先物取引等を除く。 以下「金融デリバティブ取引」と

いう。) に係る権利 (第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。)

十 五 次に掲げるものを信託する信託の受益権(第一号に掲げるものに該当するものを除く。)

金 銭 (信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合

に限る。)

口 有価証券

八 金銭債権

二不動産

ホー地上権及び土地の賃借権

当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資さ

れた財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを

約する契約に係る出資の持分 (以下「匿名組合出資持分」という。)

十七 金銭の信託の受益権(第一号に掲げるものに該当するものを除く。)であって、 信託財産を主とし

て匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

(法第二条第二項に規定する政令で定める者)

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる者

## 証券投資信託の範囲)

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、 投資信託財産(法第十四条第一

項 に規定する投資信託財産をいう。 第四十四条から第四十六条までを除き、 以下同じ。) の総額の二分の

を超える額を有価証券に対する投資として運用すること(有価証券指数等先物取引、 有価証券オプショ

ン取引、外国市場証券先物取引、 有価証券店頭指数等先渡取引、 有価証券店頭オプション取引又は有価証

券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。)を目的とする委託者指図型投資信託とする。

#### (公募の範囲)

第六条 法第二条第十三項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

# 適格機関投資家私募の範囲

第七条 法第二条第十四項に規定する政令で定める場合は、 受益証券に、 総理府令で定める方式に従い、 適

格機関投資家 ( 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。 第五十四条において同

)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合とし

# て総理府令で定める場合とする。

〔金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外〕

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、 次に掲げるものとする。

受益者の請求によりその受益証券を当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券 (総理府令で

定めるものに限る。) と総理府令で定めるところにより交換を行う旨を投資信託約款 (法第二十五条第

項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。) に定めた証券投資

信託(金銭の信託に限る。)

その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であって

当該受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(総理府令で定めるものに限る。

をもって総理府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(法第八条第一項第三号等に規定する政令で定める使用人)

第九条 法第八条第一項第三号及び第九条第二項第六+号 (同号ホ、 ト、チ及びヌを除く。) に規定する政

令で定める使用人は、法第六条の認可を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者と

する。

投資信託財産の運用の指図を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関し法第八条第一項第二号の支店その他の営業所の業務を

統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

### 最低資本の額

2

法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相

法第八条第一項第一号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における外国為替相場

場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、 次の各号のいずれかに該当する者と

する。

# 第九条各号に掲げる者

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)第三条

### 各号に掲げる者

信託会社等において信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で

定める者

四 信託の引受けを行う業務に関し銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第八条の支店その他の営業所

の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)第十条各号に掲げる者

五

六 不動産特定共同事業法施行令 (平成六年政令第四百十三号) 第三条に規定する者

法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人)

法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人は、 有価証券に係る投資顧問業の規制等

に関する法律施行令第三条各号のいずれかに該当する者とする。

(法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人)

法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

投資信託財産の運用の指図を行う部門及びこれに相当する部門を統括する者その他これに準ずる者と

て総理府令で定める者

投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに

準ずる者として総理府令で定める者

Ξ 信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

四 信託の引受けを行う業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定め

る者

五 投資顧問業(投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。)に相当する業務に関し事務

所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

六 顧客に対する投資顧問契約 (投資顧問業法第二条第一項に規定する投資顧問契約をいう。 次号におい

て同じ。) に基づく助言の業務に相当する業務の用に供する目的で有価証券の価値等の分析又は当該分

析に基づく投資判断を行う者

七 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務に相当する業務を行う者

八 商品投資顧問業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第七項

に規定する商品投資顧問業をいう。 )に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ず

る者として総理府令で定める者

九 不動産特定共同事業 (不動産特定共同事業法 (平成六年法律第七十七号) 第二条第四項に規定する不

動産特定共同事業をいう。以下同じ。) に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準

ずる者として総理府令で定める者

(法第九条第二項第六号ヌに規定する政令で定める使用人)

第十四条 法第九条第二項第六号ヌに規定する政令で定める使用人は、 前条第五号から第七号までのいずれ

かに該当する者とする。

受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

証券に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該受益証券に係る投資信託の解約金、 投資信託委託業者が自ら募集等(法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。) 収益金若しく を行った受益

# は償還金の預託を受ける場合

投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為 (法第百九十六条第二項に規定する募集の

取扱 いその他政令で定める行為をいう。 次号において同じ。) を行った投資口に係る顧客の応募代金若

くは売却代金又は当該投資口の払戻金若しくは分配金若しくは残余財産の分配金の預託を受ける場合

投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客

の応募代金若しくは売却代金又は当該投資法人債に係る利息若しくは償還金の預託を受ける場合

四 投資信託委託業者が法第三十四条の十第三項の認可を受けて宅地建物取引業を営む場合に当該業務に

係る顧客から当該業務に係る金銭の預託を受ける場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、 投資信託委託業者は、 総理府令で定めるところによ

IJ 顧客から預託を受けた金銭を、 当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃

止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべ

き額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならな

1,

(法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第十六条 法第十五条第一 項第一号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げるものとする。

投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、

投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合において

次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

1 投資信託契約(法第四条に規定する投資信託契約をいう。 次条及び第十八条において同じ。 の終

了に伴うものである場合

定共同事業契約をいう。以下同じ。) に係る不動産取引の目的である場合 不動産が不動産特定共同事業契約(不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特

四 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、 投資信託

財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

イ 有価証券の売買

口 有価証券指数等先物取引

ハ 有価証券オプション取引

二 外国市場証券先物取引

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引

へ 有価証券店頭オプション取引

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

五

投資信託委託業者が、 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業 (金融先物取引法第二

条第九項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)を営む場合において、 投資信託財産に係る金

融先物取引等の取次ぎを行うこと。

六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、 投資信託委託業者が投資信

託財産の不動産を賃借すること。

七 個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引)

第十七条 法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

**次は掛ける要件のすべてを添かず耳弓** 

次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

1

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2)投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3)法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、

その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない 場合

有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であって、 総理府令で定めるところにより公正な価

額により行うものであること。

個別の取引ごとに双方の投資信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引)

法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、

次に掲げる取引とする。

第十八条

投資信託財産について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

1 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

- (1)投資信託契約の終了に伴うものである場合
- (2)投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合
- (3)その割合を超えることを避けるために行うものである場合 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、
- (4) 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であって、 総理府令で定めるところにより公正な価

額により行うものであること。

投資法人について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

1 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1)資産運用委託契約 ( 法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。 以下同じ。) の終了に

伴うものである場合

(2)投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合

において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合

(3)

(4)投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であって、 総理府令で定めるところにより公正な価

額により行うものであること。

 $\equiv$ 個別の取引ごとにすべての受益者及びすべての投資主の同意を得て行う取引

四 その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う

取引

法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

オプション (証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。) と類似の権利であ

って外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るもの

二 不動産

三 不動産の賃借権

五 金銭債権

四

地上権

六 約束手形

七

金融オプション(金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融オプションをいう。次号におい

て同じ。)

八 金融オプションと類似の権利であって海外金融先物市場(金融先物取引法第二条第八項に規定する海

外金融先物市場をいう。)において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの

九 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権(第三十条第三項第九号において「信託受益権」

という。)

十 匿名組合出資持分

十一 その他総理府令で定めるもの

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、 次に掲げるものとする。

有価証券指数と類似の指数であって外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取

引に係るもの

有価証券店頭指数(証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。)

Ξ 金融指標(金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標をいう。

四 その他総理府令で定めるもの

投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、 次の各号のいずれかに該当する者とする。

投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

1 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)

託者又は受益者が、 きるものに限る。 等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資(委 条において同じ。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること(⑴に掲げる者が信託会社 の合計が、当該投資信託委託業者の発行済株式(議決権のあるものに限る。 十七条において同じ。) の数又は出資 (議決権のあるものに限る。 をもって所有している当該投資信託委託業者の株式(議決権のあるものに限る。 議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することがで を含まないものとする。 以下この条において同じ。) 以下この条及び第四十七 以下この条及び第四 の 額

#### (1) **当該者**

(2)及び第四十七条において同じ。)及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上 の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及 合におけるその役員 当該者が法人その他の団体(以下この条及び第四十七条において「法人等」という。)である場 (取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。 以下この条

び第四十七条において同じ。

- (3)①又は②に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。 以下この条、 第 四
- 十七条及び第九十七条において同じ。)
- (4)②に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等(

法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己

又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として総理

府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。) 及びその役員

(5)(1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式

又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)⑤に掲げる法人等の関係子法人等 (法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額 の百

分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の

法人等をいい、これに準ずる者として総理府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条に

おいて同じ。) 及びその役員

イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者(役員でなくなった日から

二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。) 、使用人及び使用人で

あった者(使用人でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条に

おいて同じ。)が、当該投資信託委託業者の取締役(これに類する役職にある者を含む。以下この条

及び第四十七条において同じ。)又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当す

#### る法人等

1 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合

計が、 当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

- (1) 当該投資信託委託業者
- (2) 当該投資信託委託業者の役員及び主要株主
- (3) (2)に掲げる者の親族
- (4)当該投資信託委託業者の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関

## 係親法人等及びその役員

- (5)又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員 ①から④までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式
- (6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
- П イ①から⑥までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役員であった者、 使用人及び使用人であ
- つ た者が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。
- 項に規定する募集の取扱い等をいう。 投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等(法第三十四条第一 以下同じ。)を行う者のうち、 当該募集の取扱い等を行う受益証
- 券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算し た額
- が当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定め るところにより計算した額の百分の五十を超える者
- 四 投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者の
- 計算した額が当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところ 当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより

# により計算した額の百分の五十を超える者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める者

(法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号二、第三十四条の三第二項第三号二及び第四十九条の九第二項第三号

二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

#### 一 銀 行

一 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

信用金 庫、 信用金庫連合会、 労働金庫、 労働金庫連合会、 信用協同組合及び協同組合連合会 (中小企

業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第二号の事業を行うものに限る。

四 協同組合連合会、 業として資金の貸付けをすることができる農業協同組合、 水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会 農業協同組合連合会、 漁業協同組合、 漁業

五 保険会社及び保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第七項に規定する外国保険会社等

六 貸金業者(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸

### 金業者をいう。)

七 金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、 受託会社の利害関係人等 (法第四十九条

の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。)以外の者であって、次に

掲げる者とする。

弁護士であって次に掲げる者以外のもの

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

八 業務の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しない

一 公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) 第十六条の二第三項に規定する外国公認会

計士を含む。以下同じ。) 又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

- 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員
- ② 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

Ξ 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産(法第十六条の二第一項に規定する特定資

産をいう。以下次号、第三十四条第三号、第四号、 第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。

第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。) 及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条

限る。)

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

八 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、 その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、 特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるも

の

(法第二十二条第一項に規定する政令で定める者)

法第二十二条第一項に規定する政令で定める者は、

資産の流動化に関する法律 (平成十年法律

第百五号。以下「資産流動化法」という。) 第二十六条に規定する優先出資社員とする。

(法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利)

第二十四条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利は、 次に掲げるものとする。

法第百二十三条第一項において準用する商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百八十条ノ十五第

項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で総理府令で定めるもの

協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第六条及び第十四条において

準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資者の権利で総

理府令で定めるもの

資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他

これに準ずる優先出資社員の権利で総理府令で定めるもの

(法第二十二条第二項に規定する政令で定める権利)

第二十五条 法第二十二条第二項に規定する政令で定める権利は、 資産流動化法第二条第五項に規定する優

先出資に係る権利とする。

(法第二十二条第二項に規定する政令で定める規定)

第二十六条 法第二十二条第二項に規定する政令で定める規定は、 資産流動化法第六十二条とする。

投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合)

第二十七条 法第二十六条第二項 (法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。 しに

規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合

において準用する場合にあっては委託者非指図型投資信託、 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託(法第四十九条の十 法第五十九条において準用する場合にあ

っては外国投資信託) の受益証券を所有している場合

投資信託委託業者が行う受益証券の募集等の範 囲)

第二十八条

法第二十七条に規定する政令で定める行為は、

投資信託委託業者が募集 (証券取引法第二条第

三項に規定する有価証券の募集をいう。第五十条において同じ。) 又は私募 (証券取引法第二条第三項に

規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。)を行った委託者指図型投資信託の受益証券の

転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え)

第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証

券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第

第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定を準用する場合

におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える証券取引法の
	読み替えられる字句
	読み替える字句

第三十三条	業務	受益証券の募集等の業務
第四十二条第一項(第二	第三十四条第二項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第三十
号から第四号まで、第七		四条の十第一項第一号
号及び第八号を除く。)	証券業	受益証券の募集等の業務
	有価証券の売買その他の取引	受益証券の募集等に係る取引
	又は有価証券オプション取引	
	若しくは有価証券店頭オプシ	
	ョン取引	
	有価証券の価格又はオプショ	受益証券の価格
	ンの対価の額	
	有価証券の売買若しくはその	受益証券の募集等に係る取引
	受託等 (媒介、取次ぎ又は代	
	理の申込み(以下「委託等」	

	おいて同じ。)
	理府令で定める事項。次号に
	の別に相当するものとして総
	ティブ取引にあつては、売買
	取引又は有価証券店頭デリバ
	物取引、有価証券オプション
売買の別又はこれに相当する取引の別	売買の別(有価証券指数等先
	取引若しくはその受託等
	は有価証券店頭デリバティブ
	証券オプション取引の受託又
	指数等先物取引若しくは有価
	う。以下同じ。)、有価証券
	という。) を受けることをい

有価証券の売買等又は有価証	受益証券の募集等に係る取引
この号、次条第一項第一号及	りの号
び第四十七条第三項	
売買の別、	売買の別又はこれに相当する取引の別、
有価証券の売買その他の取引	受益証券の募集等に係る取引
又は有価証券指数等先物取引	
等(有価証券指数等先物取引	
又はこれに係る第二条第八項	
第二号若しくは第三号に掲げ	
る行為をいう。以下同じ。)	
、有価証券オプション取引等	
(有価証券オプション取引又	

証券業 投資信託委託業

2 \_ のと 及 び 募集

いて投資信託委託業者が自ら設	法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募
等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法第四十一条、	取引法第四十一条、第四十二条の二第一項及
)規定を準用する場合におけるこ	第三項並びに第四十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表の
読み替えられる字句	読み替える字句
有価証券の売買等、外国市場	当該受益証券の募集等に係る取引
証券先物取引又は有価証券店	
頭デリバティブ取引	
有価証券の売買その他の取引	一受益証券の募集等に係る取引
( 買戻価格があらかじめ定め	
られている買戻条件付売買そ	
	投資信託委託業者について証券 規定を準用する場合におけるこ 規定を準用する場合におけるこ 可デリバティブ取引 「買戻価格があらかじめ定め られている買戻条件付売買その他の取引

	(以下この条において「有価
	価証券店頭デリバティブ取引
	市場証券先物取引若しくは有
	先物取引、オプション、外国
受益証券	有価証券又は有価証券指数等
	の取引等」という。)
	いて「有価証券の売買その他
	ティブ取引 (以下この条にお
	若しくは有価証券店頭デリバ
	取引、外国市場証券先物取引
	物取引、有価証券オプション
	く。) 又は有価証券指数等先
	の他の政令で定める取引を除

第四十二条の二第三項												
をいう。以下この条及び第五	有価証券等について	等	有価証券の売買その他の取引	六 項	この条及び第六十五条の二第	頭デリバティブ取引	証券先物取引又は有価証券店	有価証券の売買等、外国市場			信託会社等	証券等」という。)
をいう	受益証券について		受益証券の募集等に係る取引		この条			受益証券の募集等に係る取引	)第一条第一項の認可を受けた金融機関	に関する法律(昭和十八年法律第四十三号	信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等	

3 等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項 の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える証券取引法の 第四十三条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集 読み替えられる字句 ブ取引若しくはその委託等 外国市場証券先物取引の委託 証券オプション取引若しくは 付け若しくはその委託等、 業務 又は有価証券店頭デリバティ 価証券指数等先物取引、 有価証券の買付け若しくは売 有価 有 受益証券の募集等に係る取引 読み替える字句 受益証券の募集等の業務

十一条第二項において同じ

規定		
第四十二条の二第二項	有価証券の売買その他の取引	受益証券の募集等に係る取引
	等	
	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十
		七条において準用する前項第一号
	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十
		七条において準用する前項第二号
	前項第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十
		七条において準用する前項第三号
第四十二条の二第四項	約束が事故	約束が事故(投資信託及び投資法人に関す
		る法律第二十七条において準用する前項に
		規定する事故をいう。以下この項において
		同じ。)

法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、 投資信託委託業者が資産 の

運用を行う投資法人であって、同項第一号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

一当該投資信託委託業者又はその取締役

二 運用の指図を行う他の投資信託財産

三 資産の運用を行う投資法人

四 利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。 第三十六条において同じ。

ر

五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であって総理府令で定めるも

3 法第二十八条第一項第一号 ( 法第四十九条の十一において準用する場合を含む。 ) に規定する政令で定

める取引は、次に掲げる取引とする。

有価証券(総理府令で定めるものに限る。)の取得及び譲渡並びに貸借

有価証券店頭指数等先渡取引、 有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引

三 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

四 不動産の賃借権の取得及び譲渡

五 地上権の取得及び譲渡

六 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他総理府

令で定める金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものを除く。) の取得及び譲渡

七 約束手形の取得及び譲渡

ハ 金融デリバティブ取引

九 信託受益権(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をした

金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 匿名組合出資持分の取得及び譲渡

4 法第二十八条第一項第二号 ( 法第四十九条の十一において準用する場合を含む。 ) に規定する政令で定

める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。

# (受益証券の買取りに関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五条ノ三及び

第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

とする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三第二	株式	受걻証券
項	株主	<b>受</b> 省和
	会社	受託会社
第二百四十五条ノ三第三	株主	受 省 者
項		
第二百四十五条ノ三第四	会社	受託会社
項		
第二百四十五条ノ三第五	株式	受益証券

	項	株券	受益証券
	第二百四十五条ノ四	株主	受益者
		会社	投資信託委託業者
2		規定において受益証券の買取り	法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて非訟事件手続法(明治三十一年法律第
	十四号)第百二十六条第一	項及び第百三十二条ノ六の規定	十四号)第百二十六条第一項及び第百三十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技
	術的読替えは、次の表のとおりとする。	おりとする。	
	読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句	読み替える字句
	法の規定		
	第百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四	投資信託及び投資法人に関する法律第三十
		十八号)第五十八条、第七十	条の二第二項ニ於テ準用スル商法(明治三
		条ノ二第一項但書、第百七十	十二年法律第四十八号)第二百四十五条ノ
		三条第四項、第百七十八条、	三第三項
		第二百四条ノ四第一項、第二	

百十七条第二項、第二百四十五条 ノ三第三項、第二百四十五条 第二百八十条ノー、第二百四十六条 第二百八十条ノー、第二百四十六条 第二百八十二条第二百四十六条 第二百八十二条第二項、第三項、 第二百八十二条第二項、第三項、 第二百八十二条第二項、 第二百八十一条第一項、 三十七条ノニ、第二百六十条 三十七条ノニ、第二百六十条 三十七条ノニ、第二百六十条 三十七条ノニ、第二百六十条

受託会社	会社(親会社(商法第二百十
	三十号)第三十二条第七項
	る法律(昭和五十九年法律第
	株券等の保管及び振替に関す
	ビ第五十二条ノ三第一項並ニ
	条ノ三第一項、第四十五条及
	十八条ノ二第一項、第四十四
	、第十二条ノ二第一項、第二
	七十四号)第八条第一項但書
	限会社法(昭和十三年法律第
	一項及ビ第二百九十四条、有
	二項、第二百九十三条ノ八第
	八第一項、第二百九十一条第

十五条ノ三第三項	項、第三百五十五条第二項 (	
条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四	項(同法第三百四十九条第二	
投資信託及び投資法人に関する法律第三十	商法第二百四十五条ノ三第三	第百三十二条ノ六第一項
	タルトキハ子会社)	
	ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シ	
	スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同	
	二百十一条ノ二第一項ニ規定	
	主又八社員ガ子会社(商法第	
	社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株	
	テ之ニ同ジ) 二規定スル親会	
	スル場合ヲ含ム以下本項ニ於	
	第二十四条第一項ニ於テ準用	
	一条丿二第一項 ( 有限会社法	

第三十二条 ( 法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為) 第百三十二条ノ六第二項 法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為は、募集等、証券取引法第二条第八項第一号 株主 項 十三条ノ三第七項ニ於テ準用 第三百五十八条第七項、第四 同法第二百四十五条ノ三第三 スル場合ヲ含ム) 百八条ノ三第二項及ビ第四百 受益者 投資信託及び投資法人に関する法律第三十 十五条ノ三第三項 条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四

於テ準用スル場合ヲ含ム)、

同法第三百七十一条第三項二

から第三号まで及び第五号に掲げる行為その他これらに類する行為とする。

(法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第三十三条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

- (1) 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
- (2)投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合
- (3)において、 その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合 その割合を超えることを避けるために行うものである場合
- (4)投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- 額により行うものであること。 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であって、 総理府令で定めるところにより公正な価
- 個別の取引ごとに双方の投資法人のすべての投資主の同意を得て行う取引
- $\equiv$ その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

## 特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、 資産保管会社の利害関係人等 (資産保

管会社の過半数の株式を所有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として総理

府令で定める者をいう。) 以外の者であって、次に掲げる者とする。

弁護士であって次に掲げる者以外のもの

1

П

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員

法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

八 業務の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しない者

公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外の ŧ の

1 公認会計士にあっては、 次に掲げる者

(1)当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員

(2)法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

- ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- ② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

Ξ 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の

受益権の場合に限る。)

1 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員

П 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

八 不動 産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない 者

四 前三号に掲げるもののほか、 特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるも

の

法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引等)

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

- 二 有価証券指数等先物取引
- 三 有価証券オプション取引
- 四 外国市場証券先物取引
- 五 有価証券店頭指数等先渡取引
- 六 有価証券店頭オプション取引
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 八 金融先物取引等
- 九 金融デリバティブ取引
- 2 法第三十四条の六第一項第三号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げる取引とする。
- 一 不動産の取得及び譲渡
- 二 不動産の賃貸借
- 三 不動産の管理の委託及び受託

3

法第三十四条の六第一項第五号に規定する政令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は

譲渡の別その他総理府令で定める事項 ( 当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産 の賃借権が

含まれる場合に限る。

当該投資信託委託業者が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別

その他総理府令で定める事項(当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限

る。 )

法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者等)

第三十六条 法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

一 当該投資信託委託業者又はその取締役

一 資産の運用を行う他の投資法人

三 運用の指図を行う投資信託財産

四 利害関係人等

五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であって総理府令で定める者

2 法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める取引は、 第三十条第三項各号に掲げる取引とする。

3 法第三十四条の六第二項に規定するその他政令で定める者は、 投資信託委託業者が運用の指図を行う投

(同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。

)に係るすべての受

益者とする。

資信託財産

投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に

ついて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十六条第五項	総株主	総投資主
第二百六十七条第一項	株式	投資口
	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及	会社	投資法人

第三十八条 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産 (法第二条第一項に 規定する特定資産をいい、第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。)に係る投資に関し助言を

(法第三十四条の十第一項	項	第二百六十八条ノ三第一	項	第二百六十八条ノ二第三	二項	十八条ノ二第一項及び第	び第三項並びに第二百六	第二百六十八条第二項及	第二百六十七条第五項	び第三項
( 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務)	株主	会社		株主			会社	株主	株主	株主
業務)	投資主	投資法人		投資主			投資法人	投資主	投資主	投資主

行う業務とする。

(法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務

第三十九条

法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、

次に掲げるものとする。

不動産 の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投

資法人の資産に属する不動産の管理を行うものを除く。)

二 金融先物取引業

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人)

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、 その

証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社

を含む。以下同じ。)のために証券取引法第六十四条第一項各号(外国証券業者に関する法律第三十二条

において準用する場合を含む。) に掲げる行為を行う使用人とする。

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める資産等)

第四十一条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める資産は、第十

九条第一項第一号に掲げるものとする。

2 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める指数又は数値は、

九条第二項第一号及び第二号に掲げるものとする。

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業

者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人(次条において「外国法人であ

る投資信託委託業者」という。)に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、 営業報告書」

とあるのは 「国内における営業所に係る営業報告書」と、 「三月」とあるのは 「六月 (その本国 の 商業帳

簿の作成に関する法令又は慣行により、 営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提出できないと認め

られる場合には、 総理府令で定めるところにより、 金融再生委員会の承認を受けた期間)」とする。

外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用に

ついての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

国内における営業所において他の業務	他の業務	第三十四条の十一第一項
		十八条第一項
代表者若しくは取締役	取締役	第十五条第一項及び第二
国内における営業所の業務に係る顧客	顧客	第十三条の二
単に「取締役」という。)		
内における営業所に駐在する取締役 (以下		
者(以下単に「代表者」という。)及び国		
商法第四百七十九条第一項に規定する代表	常務に従事する取締役	第十三条
国内における営業所	本店、支店その他の営業所	第十一条第一項
所の業務		
当該認可申請者及びその国内における営業	その者の当該業務	
認可申請者及びその国内における営業所	認可申請者	第九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

代表者若しくは取締役	取締役若しくは監査役	第四十二条第三項
代表者の解任又は取締役の解職	取締役又は監査役の解任	
代表者若しくは取締役	取締役若しくは監査役	第四十二条第一項

2 外国法人である投資信託委託業者に対する第九条第二号の規定の適用については、 同号中「支店その他

の営業所」とあるのは、 「国内における営業所」とする。

(法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げるものとする。

信託会社等が投資信託財産(法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。

第四十六条までにお

いて同じ。) の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

信託会社等が投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

投資信託財産の不動産を取得すること。

 $\equiv$ 

信託会社等が、

不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に

1 投資信託契約(法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。次条において同じ。)の

### 終了に伴うものである場合

不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 信託会社等が、 金融先物取引業を営む場合において、 投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを

行うこと。

五 信託会社等が、 登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。)

である場合において、 投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

イ 有価証券の売買

口 有価証券指数等先物取引

ハ 有価証券オプション取引

二 外国市場証券先物取引

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引

へ 有価証券店頭オプション取引

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、 信託会社等が投資信託財産

の不動産を賃借すること。

七 個別 の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引)

法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引は、

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

1

第四十五条

八

投資信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2)投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3)法令の規定又は投資信託約款(法第四十九条の四第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款

をいう。)に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えるこ

とを避けるために行うものである場合

次に掲げるものとする。

- (4)他の信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- П 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であって、 総理府令で定めるところにより公正な価

額により行うものであること。

- 個別の取引ごとに双方の信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第四十六条 法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げる取引とする。

- 投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引
- 投資信託財産の運用の方針、 投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引

( 信託会社等の利害関係人等の範囲 )

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する

者とする。

信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

1 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式の数の合計が、 当

該 信託会社等の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること (①に掲げる者が信託会社等である

場合においては、 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式(委託者又は受益者が

議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。

)を含まないものとする。)。

(1) 当該者

② 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)②に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及

びその役員

(5)(1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式

又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

П イ①から⑥までに掲げる者並びにイ①に掲げる当該者の役員であった者、 使用人及び使用人であっ

た者が、 当該信託会社等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人

等

1 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合

計が、 当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること (①の者にあっ

ては、 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資(委託者又は受益者が、

議決権を行使し、 又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。

を含まないものとする。)。

(1) 当該信託会社等

(2) 当該信託会社等の役員及び主要株主

(3) (2) に掲げる者の親族

(4)当該信託会社等の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法

#### 人等及びその役員

- (5)①から④までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式
- 又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員
- ⑤ ⑤に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
- イ①から⑥までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であった者、使用人及び使用人であった者

が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

- $\equiv$ 信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者のうち、 当該募
- 集等の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で

定めるところにより計算した額が当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合

計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める者

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規

定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

る者	規定する政令で定める者	
受けた第二条第二項に規定する政令で定め	委託を受けた第二条第一項に	
第四十九条の十第一項の規定により委託を	第十七条第一項の規定により	
信託会社等	投資信託委託業者	第三十四条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、 次

に掲げる者とする。

弁護士であって次に掲げる者以外のもの

1 当該受託会社の役員

法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

八 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

- 一 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの
- イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者
- (1) 当該受託会社の役員
- (2)法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者
- ① その社員のうちにイ①又は②に掲げる者があるも

の

- ② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- $\equiv$ 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の

受益権の場合に限る。)

- イ 当該受託会社の役員
- 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者
- 八 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、 特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるも

の

2 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する

場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

係人等をいう。)		
十九条の九第二項第一号に規定する利害関	関係人等及び受託会社	
信託会社等及びその利害関係人等(法第四	投資信託委託業者、その利害	第十六条の二第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為)

第五十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、 信託会社等

が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類

する行為とする。

(法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え)

第五十一条 法第四十九条の十一の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務につ

いて法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準

用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第四十九条の九第二項第一号	第十五条第二項第一号	第四十五条第一号
	者	
	業務として行うもの及び投資	
	第一号の投資一任契約に係る	
	る法律第三十四条の十第一項	
投資者	投資信託及び投資法人に関す	第四十二条第一項
		規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える証券取引法の

|法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

第五十二条 法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は

、次に掲げる者とする。

一 当該信託会社等又はその取締役

二 運用を行う他の信託財産

三 利害関係人等

兀 信託会社等が営む他の業務に係る顧客であって総理府令で定める者

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定

に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

			第二十六条第二項	読み替える法の規定
投資信託契約に係る投資信託			投資信託契約に係る受益証券	読み替えられる字句
外国投資信託契約に係る投資信託約款又は	係る受益証券	等が行われるものに限る。以下同じ。) に	外国投資信託(国内において募集の取扱い	読み替える字句

(設立企画人の範囲等)

第三章

投資法人制度

条第一 条第一 第二十九条並びに第三十 第三十三条 第三十一条及び第三十二 項 項及び第六項 取得の その 投資信託契約 約款 投資信託約款 投資信託財産 投資信託約款 当該投資信託約款 運用 り申込み の指図を行う につ の 勧誘 しし 7 当該外国投資信託約款等 当該投資信託財産に 当該外国投資信託 外国投資信託の信託契約 外国投資信託約款等 款等」という。 外国投資信託約款等 国内における取得の申込みの勧 これに類するもの(以下「外国投資信託約 の うい て 誘

第五十四条 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める事務は、 設立しようとする投資法人が主と

て投資 の対象とする特定資産と同種の資産に対し、 他人の資産を投資として運用する事務とする。

#### 一 信託会社等

2

法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

法第六十六条第二項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので

前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十六条に規定する設立企画人

をいう。 以下同じ。)となる日において当該事務に現に従事していない者については、 当該事務に従事

L ないこととなった日から三年を経過していない者に限る。 次号において同じ。)

 $\equiv$ 適格機関投資家又は有価証券報告書 (証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書 をいう

融再生委員会に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会社(以下「適格機関投

資家等」という。) の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、 前項の事務に従事した期間

### が五年以上であるもの

四 前三号に掲げるもののほか、 前項の事務について知識及び経験を有する者として総理府令で定めるも

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、 五千万円とする。

(成立時の出資総額)

第五十六条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

(払込取扱機関の範囲)

第五十七条 法第七十一条第三項に規定する政令で定める法人は、 次に掲げるものとする。

一銀行

二 信託会社

三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

四 信用金庫、 信用金庫連合会、 労働金庫、 労働金庫連合会、 信用協同組合及び協同組合連合会 (中小企

業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。

五 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、 農業協同組合連合会、 漁業協同組合、 漁業

# 協同組合連合会、 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

### 六 証券会社

# (設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八条 法第七十一条第六項の規定において設立企画人について商法第百七十五条第四項及び第百七十

九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

			第百七十九条第二項		第百七十九条第一項	第百七十五条第四項	読み替える商法の規定
株主	株式二		株式引受人		株式引受人	株式申込証	読み替えられる字句
投資主	投資口二	受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資ロノ引	受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資ロノ引	投資口申込証	読み替える字句

	第百七十九条第三項株
	株式引受人
受ヲ為シタル者	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引

2 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口について商法第百七十六条及

び第百九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす

る

投資口申込証	株式申込証	第百九十一条
設立企画人	発起人	第百七十六条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

3 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて

商法第百七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

### とする。

投資口申込証	株式申込証	第百七十七条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

4

法第七十一条第六項の規定において同条第二項第五号の払込取扱機関について商法第百八十九条の規定

を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

投資法人二	会社二	第百八十九条第二項
設立企画人又八執行役員	発起人又八取締役	第百八十九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

5 法第七十一条第六項の規定において設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員につ

いて商法第百九十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと

する。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十二条第一項及び	会社	投資法人
第二項	株式	投資口
第百九十二条第三項	株式	投資口

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合に

おける同法の規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、 次の表のと

おりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十条第二項	株式引受人	投資法人ガ設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引
		受ヲ為シタル者
	株式ノ総数	投資ロノ総口数
第百八十七条第一項	定款	規約
第二百三十二条第一項	各株主	各投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百三十三条	定款	規約
第二百三十七条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
	株主	投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百三十七条ノ四第一	定款	規約

	書類)	
	二於テ準用スル同項ニ掲グル	
	トキ八有限会社法第四十一条	
書類	書類(子会社ガ有限会社ナル	
フ) ノ		
律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂		
子法人(投資信託及び投資法人に関する法	子会社ノ	第二百四十四条第四項
執行役員	取締役	第二百四十四条第三項
投資主	株主	第二百三十九条第六項
執行役員	取締役	第二百三十九条第五項
	査役ノ報告書	
執行役員ノ提出シタル報告書	取締役ノ提出シタル書類及監	第二百三十八条
		項

第二百四十九条第一項   世	1/1-			第二百四十七条第一項	±1;	1/1-	十三条第四項	おいて準用する第二百六	第二百四十四条第四項に   翌	十三条第二項	おいて準用する第二百六	第二百四十四条第四項に   #
株主	株主ガ	定款		株主、取締役又八監査役	裁判所	株主			親会社			株主
投資主	投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ	規約	役員又八監督役員	投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主、執行	金融再生委員会	投資主	フ	律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂	親法人(投資信託及び投資法人に関する法			投資主

		取締役又八監査役	執行役員又八監督役員
	第二百五十一条	定款	規約
2		法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行	に発行する投資口の引受けをした者について商
	法の規定を準用する場合に	法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え	読替えは、次の表のとおりとする。
	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百三十九条第四項	総会	創立総会
	第二百三十九条ノ二第二	株式	投資口
	項		
	第二百四十一条第一項	株	投資口一口
	(設立企画人に関する読替え)	え)	
笙	第六十条 法第七十五条の規	法第七十五条の規定において設立企画人について商法の	商法の規定を準用する場合における同法の規定
	(当該規定において準用する同法の規定を含む。	る同法の規定を含む。)に係る技術的	技術的読替えは、次の表のとおりとする。
	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

投資主	株主	第百九十六条において準
		五項
		用する第二百六十七条第
投資主	株主	第百九十六条において準
		二項及び第三項
投資主	株主	用する第二百六十七条第
投資法人	会社	第百九十六条において準
投資法人	会社	項
投資主	株主	用する第二百六十七条第
投資口	株式	第百九十六条において準
		五条
		百九十四条及び第百九十
投資法人	会社	第百九十三条第一項、第

2 十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 用する第二百六十八条ノ 第百九十六条において準 読み替える商法の規定 第百九十六条におい 用する第二百六十八条ノ 三第一項 及び第二項 二第三項 二百六十八条ノ二第一項 法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について商法第百九 て準 株主 株主 読み替えられる字句 会社 投資主 投資主 読み替える字句 投資法人

用する第二百六十八条第

会 社

投資法人

二項及び第三項並びに第

# 第百九十八条 株式申込証 投資口申込証

投資法人	会社	第二百九条第三項
金銭ノ分配	利益若八利息ノ配当	
投資証券	株券	
投資主名簿	株主名簿	
投資法人	会社	第二百九条第一項
投資主	株主	
払戻、併合、分割	消却、併合、分割、転換	第二百八条
投資証券	株券	第二百七条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
る。 	5読替えは、次の表のとおりとする。	る同法の規定に係る技術的読替えは、
入れについて商法の規定を準用する場合におけ	法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れに	第六十一条 法第七十八条第
	る読替え)	(投資口の質入れに関する読替え)

朱主 没資主

る同

法の規定に係
定に係る
対抗術的
読替えに
たについては、
次の表のとおり
おりとする。
る。 る。

	株主	投資主
	株券及端株券	投資証券
(投資主名簿に関する読替え)	「え)	
<sup>宋</sup> 六十二条 法第八十二条第	二項の規定において投資主名簿	法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における
法の規定に係る技術的読替えについては、	「えについては、次の表のとおりとする。	とする。
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	会社	投資法人
	株主二	投資主二
	株主ノ	投資主ノ
第二百二十四条第三項	株式申込人、株式引受人	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受
		ヲ為シタル者
第二百二十四条ノ二第一	会社	投資法人
項及び第二項	株主	投資主

	<b>記</b> ト ト ト フ フ フ	
おりとする。	替えについては、次の表のとおりとす	る当該規定に係る技術的読替えについては、
第二百二十六条ノニの規定を準用する場合におけ	。)の投資証券について商法第二百二	よる定めをしたものを除く。
(規約をもって法第八十四条第一項前段の規定に	法第八十三条第五項の規定において投資法人。	第六十三条 法第八十三条第
		(投資証券に関する読替え)
規約	定款	項
投資法人	会社	第二百二十四条ノ三第四
		項
投資主	株主	第二百二十四条ノ三第三
投資主若八	株主若八	
投資主又八	株主又八	
金銭ノ分配	11日	項
投資法人	会社	第二百二十四条ノ三第一

	定款	規
第二百二十六条ノ二第二	株主名簿	投資主名簿
項	株主二	投資主ニ
第二百二十六条ノ二第四	株主	投資主
項及び第五項		
(投資口の併合に関する読替え)	替え)	
第六十四条 法第八十五条第	法第八十五条第二項の規定において同条第一項	項の場合について商法の規定を準用する場合にお
ける同法の規定に係る技術的読替えについては、	3的読替えについては、次の表のとおり	とおりとする。
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十四条第二項	株券	投資証券
第二百十五条第一項	株券及端株券	投資証券
	並二	及

	株主及株主名簿	投資主及投資主名簿
第二百十五条第三項及び	株券	投資証券
第四項		
第二百十六条第一項	旧株券又八旧端株券	旧投資証券
	新株券又八新端株券	新投資証券

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)

第六十五条 法第八十六条第四項の規定において同条第一項及び第二項の場合について商法第二百十七条第

三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

投資証券	株券又八端株券	第二百十七条第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

書面による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面について商法第二

百三十九条第五項及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表

のとおりとする。

第二百三十九条第六項	第二百三十九条第五項	読み替える商法の規定
株主	取締役	読み替えられる字句
投資主	執行役員	読み替える字句

(投資主総会に関する読替え)

第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同

法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす

る。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十二条ノ二第一	取締役	執行役員
項		
第二百三十二条ノニ第二	株主	投資主
項	取締役	執行役員

規約	定款	第二百三十七条ノ四第一
投資主	株主	
執行役員及監督役員	取締役及監査役	第二百三十七条ノ三
		八十四条第二項
		項において準用する第百
執行役員及監督役員	取締役及監査役	第二百三十七条ノ二第三
		項
執行役員	取締役	第二百三十七条ノ二第三
投資法人	会社	第二百三十七条第三項
投資主	株主	第二百三十七条第二項
執行役員	取締役	第二百三十七条第一項
規約	定款	第二百三十三条
規約	定款	

項		
第二百三十八条	取締役ノ提出シタル書類及監	執行役員ノ提出シタル書類及監督役員ノ報
	査役ノ報告書	<b>告書</b>
第二百三十九条第一項	定款	規約
	発行済株式ノ総数	発行済投資ロノ総口数
	株式ヲ	投資口ヲ
	株主	投資主
第二百三十九条第二項及	株主	投資主
び第四項	会社	投資法人
第二百三十九条第五項	取締役	執行役員
第二百三十九条第六項	株主	投資主
第二百三十九条ノ二第一	株主	投資主
項	会社	投資法人

					第二百四十一条第三項		第二百四十一条第二項		第二百四十一条第一項		項	第二百三十九条ノ二第二
会社又八親会社ノ株式				会社	会社、親会社及子会社又八子	株式	会社	株	各株主	会社	株式	株主
投資法人又八親法人ノ投資口	人	規定スル子法人ヲ謂フ以下同ジ)又ハ子法	親法人ヲ謂フ以下同ジ)及子法人(同項ニ	に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル	投資法人、親法人 (投資信託及び投資法人)	投資口	投資法人	投資口一口	各投資主	投資法人	投資口	投資主

投資主	株主	第二百四十七条第一項
金融再生委員会	裁判所	十三条第四項
投資主	株主	おいて準用する第二百六
親法人	親会社	第二百四十四条第四項に
		十三条第二項
		おいて準用する第二百六
投資主及投資法人	株主及会社	第二百四十四条第四項に
	書類)	
	二於テ準用スル同項ニ掲グル	
	トキ八有限会社法第四十一条	
書類	書類(子会社ガ有限会社ナル	
子法人ノ	子会社ノ	第二百四十四条第四項
執行役員	取締役	第二百四十四条第三項

の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法

執行役員に関する読替え)

### 項 第二百五十一条 第二百四十九条第一 第四項及び第百九条第二 おいて準用する第百五条 第二百四十七条第二項に 項 株主 会 社 定款 会社 定款 取締役又八監査役 取締役又八監査役 規約 投資主 規約 投資法人 投資法人 執行役員又八監督役員 執行役員又八監督役員

投資主名簿若八投資法人債原簿又八其ノ複	株主名簿若八社債原簿若八其	第二百六十三条第一項
本店	本店及支店	第二百五十八条第二項
規約	定款	第二百五十八条第一項
投資主総会	株主総会	
規約	定款	第二百五十七条第三項
投資法人	会社	
投資主総会	株主総会	第二百五十七条第一項
投資法人	会社	
規約	定款	第二百五十四条ノ三
投資法人	会社	第二百五十四条第三項
投資法人	合名会社	第七十八条第二項
投資法人ノ	会社丿	第七十八条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

2 する執行役員の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第九十九条第一項の規定において法第百六十六条第三項において準用する商法第六十七条ノニに規定

第二百六十三条第四項 第二百六十三条第二項 親会社 第一 書類(子会社ガ有限会社ナル 子会社ノ 株主 株主及会社 トキハ有限会社法第二十八条 ノ複本又ハ端株原簿 項二掲グル書類) 書類 投資主 本 フ 子法人 (同項二規定スル子法人ヲ謂フ) 律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂 親法人(投資信託及び投資法人に関する法 投資主及投資法人

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条ノニ	会社	投資法人
	•	

## (監督役員に関する読替え)

第六十九条 法第百四条の規定において監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に

# 区

係る技術的読替えは、次の	次の表のとおりとする。	
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十四条ノ三第一	親会社	親法人(投資信託及び投資法人に関する法
項		律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂
		フ)
	子会社二	子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ以下
		此ノ条ニ於テ同ジ)ニ
	子会社ノ	子法人ノ
第二百七十四条ノ三第二	子会社	子法人

(役員会に関する読替え)

第七十条 法第百八条第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定

項		
第二百七十五条	取締役	執行役員
	株主総会	投資主総会
	定款	規約
第二百七十五条ノ二第一	取締役	執行役員
項	会社	投資法人
	定款	規約
第二百七十五条ノ二第二	取締役	執行役員
項		

第二百六十八条第二項及   株主	読み替える商法の規定 読み替えられる字句	同法の規定に係る技術的読替えは、次の表	第七十一条 法第百十条の規定において執行役員及び監督役員につ	(執行役員及び監督役員に関する読替え)	取締役又八監査役	第二百六十条ノ四第四項 会社ノ債権者	第二百六十条ノ四第三項 取締役	第二百六十条ノ四第二項 取締役及監査役	第二百六十条ノ二第一項 定款	第二百五十九条ノ三   取締役及監査役	定款	第二百五十九条ノニーと各取締役及各監査役
投資主	字句 読み替える字句	次の表のとおりとする。	以員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における		役	投資法人ノ債権者	執行役員	執行役員及監督役員	規約	執行役員及監督役員	規約	

2 項 第二百六十七条第一項 項 第二百六十八条ノ三第一 第二百六十八条ノ二第三 読み替える商法の規定 |百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 二項 法第百十条の規定において法第百九条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について商法第 株主 会 社 会社 株主 株式 読み替えられる字句 株主 投資主 投資口 投資主 投資主 投資法人 読み替える字句 投資法人 次の表のとおりとする。

び第三項並びに第二百六 十八条ノ二第一項及び第 会 社 投資法人

## 第二百七十五条ノ四 取締役 会 社 投資法人 執行役員

第七十二条 般事務受託者に関する読替え) 法第百十三条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任

について商法第二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のと

### おりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第一項	株式	投資口
	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及	会社	投資法人
び第三項	株主	投資主
第二百六十七条第五項	株主	投資主

2

法第百十三条第三項の規定において一般事務受託者について商法の規定を準用する場合における同法の

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八条第二項及	株主	投資主
び第三項並びに第二百六	会社	投資法人
十八条ノ二第一項及び第		
垣		
第二百六十八条ノ二第三	株主	投資主
項		
第二百六十八条ノ三第一	会社	投資法人
項	株主	投資主

(会計監査人に関する読替え)

第七十三条 法第百十九条の規定において投資法人の会計監査人について株式会社の監査等に関する商法の

特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術

的読替えは、次の表のとおりとする。

子法人の	子会社の	
う。以下この項において同じ。) に		
律第八十一条第一項に規定する子法人をい		
子法人(投資信託及び投資法人に関する法	子会社に	第七条第三項
規約	定款	第六条の四第一項
		に第六条の三
		二第二項及び第三項並び
投資主総会	株主総会	第六条第一項、第六条の
		に関する法律の規定
		査等に関する商法の特例
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える株式会社の監

第十七条第二項

( 投資法人か成立後に発行する投資匚等に関する読替え)

第七十四条 を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定

えは、次の表のとおりとする。

一頁こうして連月ける第二
第二百八十条ノ十八第三
項及び第二項
第二百八十条ノ十八第一
項
第二百八十条ノ十七第二
第百七十六条
読み替える商法の規定
-

百九条第一項

2 法第百二十三条第一項の規定において執行役員について商法第百七十五条第四項の規定を準用する場合

における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第	読み
第百七十五条第四項	読み替える商法の規定
株式申込証	読み替えられる字句
投資口申込証	読み替える字句

3 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて

商法第百七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおり

とする。

投資口申込証	株式申込証	第百七十七条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

4 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商

法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技

術的読替えは、次の表のとおりとする。

		百六十七条第二項、第三百六十八条第二項及び第五項、第二百六十八条第二項及び第三項
投資主	株主	項において準用する第二第二百八十条ノ十一第二
投資主	株主	百六十七条第一項項において準用する第二
投資口	株式	第二百八十条ノ十一第二
執行役員	取締役	頭 第二百八十条ノ十一第一
投資主	株主	第二百八十条ノ九第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

第二百八十条ノ十二	第一項	びに第二百六十八条ノ三
株主		
投資主		

5 法第百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について商法第

一百八十条ノ十五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

資 !	株主、取締役又八監査役	第二百八十条ノ十五第二
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第七十五条 法第百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、 五千万円とする。

( 違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え )

第七十六条 法第百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準

用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第一項	株式	投資口
	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及	会社	投資法人
び第三項	株主	投資主
第二百六十七条第五項	株主	投資主
第二百六十八条第二項及	株主	投資主
び第三項並びに第二百六	会社	投資法人
十八条ノ二第一項及び第		
項		
第二百六十八条ノ二第三	株主	投資主
項		

						第二百八十二条第三項	読み替える商法の規定	規定を準用する場合にも	第七十七条 法第百三十二	(計算書類等の閲覧等に関する読替え)	項	第二百六十八条ノ三第一
ノニ角ー頁ニ曷ブレ書頁ン	トキハ有限会社法第四十三条	書類(子会社ガ有限会社ナル	子会社ノ			親会社	読み替えられる字句	規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	法第百三十二条第二項の規定において同条第一	2関する読替え)	株主	会社
		書類	子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ)ノ	フ)	律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂	親法人(投資信託及び投資法人に関する法	読み替える字句	は、次の表のとおりとする。	項の場合について商法第二百八十二条第三項		投資主	投資法人

# (親法人の投資主に関する読替え)

第七十八条 法第百三十八条第四項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三条ノ八の規定

を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十三条ノ八第一	子会社	子法人(投資信託及び投資法人に関する法
項		律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂
		フ)

### (計算に関する読替え)

第七十九条 法第百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同

法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとす

ಠ್ಠ

第二百八十六条ノ五	読み替える商法の規定
社債	読み替えられる字句
投資法人債	読み替える字句

		第二百九十四条第二項				第二百九十四条第一項			第二百九十三条			第二百八十七条
		子会社	株主	株式ヲ	発行済株式ノ総数	定款	株式ノ数	各株主	利益又八利息ノ配当	社債償還	社債ノ募集	社債権者
2	律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂	子法人(投資信託及び投資法人に関する法	投資主	投資ロヲ	発行済投資ロノ総口数	規約	投資ロノロ数	各投資主	金銭ノ分配	投資法人債償還	投資法人債ノ募集	投資法人債権者

第二百九十四条ノ二第一	株主	投資主
項及び第二項		
第二百九十四条ノ二第四	株式	投資口
項において準用する第二	株主	投資主
百六十七条第一項		
第二百九十四条ノ二第四	株主	投資主
項において準用する第二		
百六十七条第二項、第三		
項及び第五項、第二百六		
十八条第二項及び第三項		
、第二百六十八条ノ二並		
びに第二百六十八条ノ三		
第一項		

# (投資法人債の発行の最低価額を定めた場合に関する読替え)

第八十条 法第百三十九条の四第四項の規定において投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について商

法第三百一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとす

ಠ್ಠ

第三百一条第四項    社債	読み替える商法の規定 読み
社債申込証	読み替えられる字句
投資法人債申込証	読み替える字句

# (投資法人債管理会社に関する読替え)

第八十一条 法第百三十九条の五第七項の規定において投資法人債管理会社について商法の規定を準用する

場合における同法の規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第三百九条ノ四	項及び第二項	第二百九十七条ノ三第一	読み替える商法の規定
社債権者ト	社債丿	社債権者	読み替えられる字句
投資法人債権者ト	投資法人債ノ	投資法人債権者	読み替える字句

						<b></b>		<b>坐</b>		<b>坐</b>		
	第三百十二条第二項		第三百十二条第一項			第三百十一条ノ二第二項		第三百十一条ノニ第一項	百十一条	第三百九条ノ五及び第三		
社債権者	社債ヲ発行シタル会社	権者集会	社債ヲ発行シタル会社及社債	社債権者	社債丿	社債ヲ発行シタル会社	社債権者二	社債権者集会		社債権者	社債権者集会	社債権者ノ
投資法人債権者	投資法人債ヲ発行シタル投資法人	人債権者集会	投資法人債ヲ発行シタル投資法人及投資法	投資法人債権者	投資法人債ノ	投資法人債ヲ発行シタル投資法人	投資法人債権者二	投資法人債権者集会		投資法人債権者	投資法人債権者集会	投資法人債権者ノ

第二項 第三百十四条第一項及び 第三百十三条 社債権者集会 社債 社債ヲ発行シタル会社 債権者集会 社債ヲ発行シタル会社又ハ社 法 投資法人債ヲ発行シタル投資法人又ハ投資 投資法人債権者集会 投資法人債 投資法人債ヲ発行シタル投資法人 人債権者集会

## (投資法人債に関する読替え)

第八十二条 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人債が二以上の者の共有に属する場合につい

て商法第二百三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

		三項
投資法人債権者	株主	第二百三条第二項及び第
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

告について商法第二百二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催 次

2

- 114-

の表のとおりとする。

投資法人債原簿	株主名簿	第二百二十四条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

3 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債が

投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会について

商法第三百三条及び第三百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の

表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三条及び第三百六	取締役	執行役員
条第二項		

4 法第百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、

投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会につ

いて商法中改正法律施行法 (昭和十三年法律第七十三号) 第六十一条の規定を準用する場合における当該

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規約	定款	第六十一条
		律施行法の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法中改正法

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、 担保附社債信託法(明治三十八年

法律第五十二号。 同法第四条第二項、 第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)、 信託法

(大正十一年法律第六十二号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件

(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法 (昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行

令 (昭和十七年勅令第四百九号)とし、 投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、 投資法

投資主、 投資法人債権者、 投資法人債券、 投資法人債申込証、投資法人債管理会社、 投資法人債原簿

又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、 社債権者、 社債券、

社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲

社債申込証、社債管理会社、

げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとす

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保附社債信託法(以下	商法(明治三十二年法律第四	投資信託及び投資法人に関する法律第百三
この表において「担信法	十八号)第二百九十七条	十九条の三
」という。)第二条第二		
項		
担信法第四条第一項	<b>一動産質</b>	証書アル債権質
	二 証書アル債権質	二 株式質
	二ノ二 株式質	三不動産抵当
	三 不動産抵当	
	四船舶抵当	
	四ノニー自動車抵当	

十四四	† =	+ =	+	+	十	九	八動	七	六 T	五	四ノ四	四ノ
企業担保	観光施設財団抵当	港湾運送事業抵当	/二 道路交通事業抵決	自動車交通事業抵当	漁業財団抵当	運河抵当	軌道抵当	鉱業抵当	工場抵当	鉄道抵当	] 建設機械抵当	航空機抵当

担信法第十九条	左ノ事項	左ノ事項(第十号二掲ゲタル事項ヲ除ク)
担信法第二十二条第一項	商法第三百一条第二項及第三	投資信託及び投資法人に関する法律第百三
	項、第三百四十一条ノ三並ニ	十九条の四第二項二掲ゲタルモノ
	第三百四十一条ノ十二二掲ゲ	
	タルモノ	
担信法第二十二条第二項	商法第三百一条第二項第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第百二
	乃至第八号、第十号及第十五	十九条の六第二項第四号乃至第七号及第十
	号、第三百四十一条ノ三並ニ	一号乃至第十四号
	第三百四十一条ノ十二	
担信法第三十五条	商法第三百六条第二項、第三	投資信託及び投資法人に関する法律第百三
	百四十一条ノ三及第三百四十	十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三
	ー条ノ十二二掲ゲタルモノ	百六条第二項ニ掲ゲタルモノ
担信法第四十条第一項	商法第三百十七条、第三百四	投資信託及び投資法人に関する法律第百三

百二十四条		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三		
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百二十四条	担信法第六十条
二第三百二十二条第一項及第二項	項及第二項	
一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並	ム)並二第三百二十二条第一	
百二十条第三項及第六項(同法第三百二十	三項ニ於テ準用スル場合ヲ含	
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三	六項 ( 同法第三百二十一条第	
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百二十条第三項及第	担信法第五十九条第二項
法二於テ準用スル商法		
、投資信託及び投資法人に関する法律及同	及商法	担信法第五十八条
百十七条二掲ゲタルモノ	ノ十二二掲ゲタルモノ	
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三	十一条ノ三及第三百四十一条	

	ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ	
トヲ得	本二基キ担保物二付強制執行	
担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコ	付与セラレタル執行力アル正	担信法第八十三条第一項
十九条の五第二項		
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百九条第二項	担信法第八十二条第二項
百三十条第一項本文		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三		
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百三十条第一項本文	担信法第六十五条
百三十条第一項		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三		
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百三十条第一項	担信法第六十三条
百三十九条第二項及第四項		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三	第四項	

投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法 ( 明治三十二年法律第四	社債等登録法施行令第六
百三十六条第二項		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三		及び第九十二条第三項
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百三十六条第二項	担信法第九十一条第三項
百三十六条第一項		
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三		及び第九十二条第一項
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百三十六条第一項	担信法第九十一条第一項
百九条ノ四		
十九条の五第七項ニ於テ準用スル商法第三		
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	商法第三百九条ノ四	担信法第八十九条第二項
	ヲ	
	保権ノ実行ノ申立ヲ為スコト	
	競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担	

第11章女第11911日,大家11911日,治三十二年法律第四十八号)第三百二十条
十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

第八十四条 法第百四十一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないことと

する場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用す

る同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百四十九条第二項に				第三百四十九条第一項	読み替える商法の規定
株式ノ額面無額面ノ別、種類	株式	株主八	会社	株主総会	読み替えられる字句
投資ロノロ数	投資口	投資主八	投資法人	投資主総会	読み替える字句

投資法人債権者集会	社債権者集会	
投資法人債権者ガ	社債権者ガ	第三百七十六条第三項
投資法人八	会社八	第百条第一項及び第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
	は、次の表のとおりとする。	の規定に係る技術的読替えは、
とを内容とするものについて商法第百条及び第三百七十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれら	て商法第百条及び第三百七十六	とを内容とするものについ
法第百四十二条第一項の規定において規約の変更の決議であって最低純資産額を減少させるこ	第一項の規定において規約の変	第八十五条 法第百四十二条
に関する読替え)	( 最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更に関する読替え)	(最低純資産額を減少させ
		十五条ノ三第五項
		おいて準用する第二百四
投資証券	株券	第三百四十九条第二項に
		十五条ノ三第一項
	及数	おいて準用する第二百四

第四百六条ノ二第一

項

発行済株式ノ総数

株式ヲ

株主

投資主

投資ロヲ

発行済投資ロノ総口数

五十九条第一

項

第五十八条第二項及び第

株主

投資主

規約

投資主

定款

法第百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規

定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第五十八条第一項

株主

	社債権者ノ	投資法人債権者ノ
(解散に関する読替え)		
八十六条 法第百四十四条	法第百四十四条の規定において投資法人について商法の規	て商法の規定を準用する場合における同法の規

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百七条	朱主 会社 会社	投資法人
	株主	投資主
	通知ヲ発シ且端株券ヲ発行シ	通知ヲ発スル
	タル場合ニ於テハ之ヲ公告ス	
	ル	

### (合併に関する読替え)

第八十七条 法第百五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法

の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	定款	
ノ執行役員規約	ヲ代表スベキ社員又八取締役	第五十六条第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

株式ノ額面無額面ノ別、種類 投資口ノ口株式ノ額面無額面ノ別、種類 投資口ノ口
重質
投資主八
投資主総会
投資主
投資口
投資主
執行役員
投資主総会

法第百五十条第一項の規定において執行役員について商法第四百十四条ノ二の規定を準用する場合にお

第二百九条第三項株主	第二百八条株主	読み替える商法の規定 読み替えられる字句	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと	投資口を目的とする質権について商法第二百八	2 法第百五十条第一項の規定において投資口を	六条第三項   社債権者ノ	いて準用する第三百七十   社債権者集会	第四百十六条第二項にお   社債権者ガ	第四百十二条第一項 定款	十五条ノ三第五項
投資主	投資主	り 読み替える字句	次の表のとおりとする。	投資口を目的とする質権について商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定を準用する場合におけるこ	一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の	投資法人債権者ノ	投資法人債権者集会	投資法人債権者ガ	規約	

ける当該規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、 次の表のとおり

とする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百十四条ノ二第一項	会社	投資法人
第四百十四条ノ二第二項	株主	投資主
において準用する第四百		
八条ノ二第二項		

(清算に関する読替え)

第八十八条 法第百六十三条第一項の規定において投資法人の清算について商法の規定を準用する場合にお

ける同法の規定 (当該規定において準用する民法 (明治二十九年法律第八十九号)の規定を含む。) に係

る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百二十四条第一項並び	読み替える商法の規定
清算人	読み替えられる字句
清算執行人	読み替える字句

清算執行人	清算人	第四百二十九条
投資主総会	株主総会	
清算執行人	清算人	第四百二十六条
投資ロノロ数	株式ノ数	
投資主	株主	第四百二十五条
投資主	株主	第四百二十四条第二項
		び第四百二十三条
清算執行人	清算人	第四百二十二条第一項及
投資主	社員	
清算執行人	清算人	第百三十一条
		一項及び第二項
		用する民法第八十一条第
		に同条第三項において準

法第百六十三条第一項の規定において清算執行人について法の規定 ( 当該規定において準用する商法の

規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十七条第三項	役員会	清算人会
第百三十八条第三項	執行役員	清算執行人
第九十四条第一項におい	監督役員	清算監督人
て準用する商法第二百三		
十八条		

3 法第百六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定 ( 当該規定において準用する商法の

規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百一条第四号	第九十条第二項	読み替える法の規定
執行役員	執行役員	読み替えられる字句
執行役員及び清算執行人	清算執行人	読み替える字句

第百六条第一項及び第二 読み替える法の規定 執行役員 読み替えられる字句 清算執行人 読み替える字句

4

該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、 第 百 準用する商法第二百七十 第百十条第一 条及び第二百七十五条ノ びに第百四条におい 第百二条及び第百三条並 五条ノ四 用する商法第二百七十五 法第百六十三条第一項の規定において清算人会について法の規定を準用する場合における法の規定(当 条第六号 項において て準 第百十条 執行役員 執行役員 又は執行役員 百十条 第百六十三条第一項二於テ準用スル同法第 清算執行人 清算執行人 執行役員又は清算執行人 次の表のとおりとする。

		準用する竒法第二百五十
清算執行人及清算監督人	執行役員及監督役員	第百八条第一項において
		九条ノニ
		準用する商法第二百五十
各清算執行人及各清算監督人	各執行役員及各監督役員	第百八条第一項において
清算執行人及清算監督人	執行役員及監督役員	第百八条第一項
清算執行人	執行役員	第百七条
清算執行人又八清算監督人	執行役員又八監督役員	
清算人会	役員会	第百六条第四項
清算人会招集権者	役員会招集権者	
清算執行人	執行役員	
清算監督人	監督役員	第百六条第三項
清算人会招集権者	役員会招集権者	項

5 準用する商法の規定において準用する法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、 第百九条第二項及び第百 読み替える法の規定 第百八条第二項 条ノ四第四項 準用する商法第二百六十 第百八条第一 法第百六十三条第一項の規定において清算執行人及び清算監督人について法の規定(当該規定におい 項において 役員会 読み替えられる字句 執行役員又八監督役員 執行役員 清算人会 読み替える字句 清算執行人 清算執行人又八清算監督人 次の表のとおりとする。

て

条ノ四第三項 九条ノ三及び第二百六十 準用する商法第二百六十 第百八条第一 条ノ四第二項 項 に お 1 て 執行役員 清算執行人

				7			<u>-</u>	6				<u> </u>
第七十条ノニ	読み替える商法の規定	定に係る技術的読替えは、	規定する清算執行人の職務	法第百六十三条第一項の	第四百二十八条第二項	読み替える商法の規定	を準用する場合における当	法第百六十三条第一項の	百九条第二項	三項において準用する第	法第二百六十六条ノ三第	十条において準用する商
会社	読み替えられる字句	次の表のとおりとする。	規定する清算執行人の職務を代行する者について同法第七十条ノニ	項の規定において、法第百七十三条	株主、取締役又八監査役	読み替えられる字句	を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	項の規定において投資法人の設立の無効に				
投資法人	読み替える字句		一条ノ二の規定を準用する場合における当該規	法第百七十三条第三項において準用する商法第六十七条ノニに	投資主、執行役員又八監督役員	読み替える字句	次の表のとおりとする。	無効について商法第四百二十八条第二項の規定				

## (特別清算に関する読替え)

第八十九条 法第百六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を準用する場合

における同法の規定 (当該規定において準用する同法及び破産法 (大正十一年法律第七十一号)の規定を

含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百三十八条第二項に	第四百三十四条				第三百八十三条第二項		第三百八十三条第一項	読み替える商法の規定
清算人	株主	ノ実行手続	仮差押、仮処分及企業担保権	権ノ実行	仮差押、仮処分若八企業担保	手続	破産手続及企業担保権ノ実行	読み替えられる字句
清算執行人	投資主		仮差押及仮処分		仮差押若八仮処分		破産手続	読み替える字句

		準用する破産法第二百三
清算執行人	破産管財人	第四百五十六条において
	人	準用する第三百九十九条
又八監查委員	、整理委員、監督員又八管理	第四百五十六条において
投資主	株主	第四百五十四条第一項
		及び第四百四十九条
		準用する第四百四十七条
清算執行人	清算人	第四百五十一条において
		十四条第二項
		おいて準用する第二百四
清算執行人及清算監督人	取締役	第四百四十二条第一項に
		十三条第二項
		おいて準用する第四百二

#### 条及び第二百四条

## ( 殳詧去人の殳立の登记 こ 関する

(投資法人の設立の登記に関する読替え)

第九十条 法第百六十六条第三項の規定において投資法人について商法第六十一条及び第六十六条の規定を

準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

						第六十六条第一項	第六十一条	読み替える商法の規定
項	第六十四条第一項ニ掲グル事	新所在地二於テ八四週間内ニ	三週間内二移転ノ登記ヲ為シ	タルトキ八旧所在地ニ於テハ	項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移転シ	第六十四条第一項ニ掲グル事	本編	読み替えられる字句
					十六条第二項ニ掲グル事項	投資信託及び投資法人に関する法律第百六	投資信託及び投資法人に関する法律第三編	読み替える字句

第六十六条第二項 本店又ハ支店 本 店

2 法第百六十六条第三項の規定において執行役員及び監督役員について商法第六十七条ノ二の規定を準用

する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノニ	本店及支店	本店

(清算執行人等の登記に関する読替え)

第九十一条 法第百七十三条第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第六十七条ノニ

の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノニ 本店及支店 本店	第六十七条ノニ	本店及支店	本店

(投資法人の特別清算終結の決定等に関する読替え)

第九十二条 法第百七十四条第二項の規定による投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開

始の命令を取り消す決定が確定した場合について商法第三百八十七条第一項の規定を準用する場合におけ

# る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

言るする。「うくすり」言るする。	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十七条第一項  本店及支店	店	本店

## (非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第百八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合

における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表の

#### とおりとする。

九十九条第一項又八第百六十三条第一項二	三条第四項、第百七十八条、	
定、投資信託及び投資法人に関する法律第	条ノ二第一項但書、第百七十	
十四条二於テ準用スル商法第五十八条ノ規	十八号)第五十八条、第七十	
投資信託及び投資法人に関する法律第百四	商法(明治三十二年法律第四	第百二十六条第一項
		法の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える非訟事件手続

	三十七条ノニ、第二百六十条
	第百八十一条第一項、第二百
	二項、第百七十三条第一項、
法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定	用規定、同法第百五十三条第
法律第百二十三条第一項ニ於テ準用スル商	第二百八十二条第三項、其準
ノ規定及ビ投資信託及び投資法人に関する	二百八十条ノ十八第二項及ビ
テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項	第二百八十条ノ八第三項、第
テ準用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於	項、第二百六十三条第四項、
資法人に関する法律第百五十条第一項ニ於	第二項、第二百五十八条第二
第三百四十九条第二項又八投資信託及び投	ノ三第三項、第二百四十六条
律第百四十一条第一項二於テ準用スル商法	七条第二項、第二百四十五条
ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法	百十七条第二項、第二百三十
	第二百四条ノ四第一項、第二

十一条二於テ準用スル商法第三百四十九条	項(同法第三百四十九条第二	
投資信託及び投資法人に関する法律第百四	商法第二百四十五条ノ三第三	第百三十二条ノ六第一項
者		
執行役員又八清算執行人ノ職務ヲ代行スル	業務代行者又八職務代行者	第百三十二条ノ五第二項
者		
執行役員又八清算執行人ノ職務ヲ代行スル	業務代行者又八職務代行者	
	合ヲ含ム)	
準用スル商法第七十条ノ二第一項但書	百七十一条二於テ準用スル場	
九条第一項又八第百六十三条第一項ニ於テ	( 同法第百四十七条及ビ第二	
投資信託及び投資法人に関する法律第九十	商法第七十条ノ二第一項但書	第百三十二条ノ五第一項
第三項		
十条第二項ニ於テ準用スル商法第百十一条	準用規定	
投資信託及び投資法人に関する法律第百五	商法第百十一条第三項及ビ其	第百二十六条第二項

執行役員及ビ監督役員	取締役及ビ監査役	第百三十三条ノ三第二項
総投資主	総株主	第百三十三条ノ三第一項
十三条第一項ニ於テ準用スル商法		
投資信託及び投資法人に関する法律第百二	商法	第百三十三条ノ二第一項
投資主	株主	
執行役員	取締役	第百三十二条ノ六第二項
	スル場合ヲ含ム)	
	十三条ノ三第七項ニ於テ準用	
用スル同法第二百四十五条ノ三第三項	百八条ノ三第二項及ビ第四百	
用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準	第三百五十八条第七項、第四	
人に関する法律第百五十条第一項ニ於テ準	於テ準用スル場合ヲ含ム)、	
ノ三第三項ノ規定及ビ投資信託及び投資法	同法第三百七十一条第三項二	
第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条	項、第三百五十五条第二項(	

十四条ニ於テ準用スル商法		及び第百三十五条ノ五
投資信託及び投資法人に関する法律第百四	商法	第百三十五条ノ四第一項
		十九条ノ三
		において準用する第百二
執行役員及ビ監督役員	取締役及ビ監査役	第百三十五条ノ二第一項
十四条二於テ準用スル商法		
投資信託及び投資法人に関する法律第百四	商法	第百三十五条ノ二第一項
本店	本店及ビ支店	第百三十五条
		三十四条ノ四
十四条二於テ準用スル商法		百三十四条ノ三及び第百
投資信託及び投資法人に関する法律第百四	商法	第百三十四条第一項、第
		十九条ノニ
		において準用する第百二

監督人	代表取締役若クハ清算人又ハ	
執行役員、監督役員、清算執行人又八清算	株式会社ノ取締役、監査役、	第百三十九条第四号
清算執行人又八清算監督人	清算人	第百三十九条第一号
本店	本店及ビ支店	第百三十九条
	ヲ含ム)	
第三項	条第三項ニ於テ準用スル場合	
十条第二項ニ於テ準用スル商法第百十一条	第百四十七条及ビ第四百十五	
投資信託及び投資法人に関する法律第百五	商法第百十一条第三項(同法	第百三十五条ノ八
合併	株式交換、株式移転又八合併	第百三十五条ノ七
		六
		準用する第百三十五条丿
		百三十五条ノ七において
本店	本店及ビ支店	第百三十五条ノ六及び第

読み替える非訟事件手続 読み替えられる字句 読み替える字句	
読み替える字句	読み替える非訟事件手続
える字句	読み替えられる字句
	える字句

	有限会社ノ取締役、監査役若	
	ク八清算人	
第百三十九条第五号	株式会社又八有限会社ノ取締	執行役員又八監督役員
	役又八監査役	
第百三十九条第六号	株式会社ノ創立総会若ク八株	投資法人ノ創立総会又八投資主総会
	主総会又八有限会社ノ社員総	
	会	
第百四十条	本法	投資信託及び投資法人に関する法律第百八
		十五条第一項ニ於テ準用スル本法
2 法第百八十五条第一項の	法第百八十五条第一項の規定において投資法人の特別清算につい	.算について非訟事件手続法の規定を準用する場
合における同法の規定 (当	合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含	規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表
のとおりとする。		

法の規定		
第百三十七条	清算人	清算執行人又八清算監督人
第百三十七条ノニ	第百三十二条ノ四及ビ第百三	第百三十二条ノ五
	十二条ノ五	
	株式会社及ビ有限会社ノ清算	清算執行人及ビ清算監督人
	人ニ同条ノ規定八合名会社及	
	ビ合資会社ノ清算人	
第百三十七条ノニにおい	商法第七十条ノ二第一項但書	投資信託及び投資法人に関する法律第百六
て準用する第百三十二条	(同法第百四十七条及ビ第二	十三条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条
ノ五第一項	百七十一条二於テ準用スル場	ノ二第一項但書
	合ヲ含ム)	
第百三十八条	清算人	清算執行人及ビ清算監督人
	裁判所	裁判所又八金融再生委員会

		て準用する第百三十二条
総清算執行人	総発起人又八総取締役	第百三十八条ノ六におい
十三条第二項		
十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二	八其準用規定	
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第四百二十三条第二項又	第百三十八条ノ六
五条第四項		
十三条第一項ニ於テ準用スル商法第百二十	其準用規定	
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第百二十五条第四項又八	第百三十八条ノ四
		の三
		て準用する第百二十九条
執行役員及ビ監督役員	取締役及ビ監査役	第百三十八条ノ三におい
	検査ヲ為スベキ者	
清算執行人又八清算監督人	清算人又八前条ノ規定ニ依リ	第百三十八条ノ三

十四条第四項ニ於テ準用スル商法		
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ十
十四条第四項ニ於テ準用スル商法		
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ九
		十一条第一項
		において準用する第百三
清算執行人	取締役	第百三十八条ノ八第二項
十四条第四項ニ於テ準用スル商法		
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ八第二項
十九条		
十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二	用規定	
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第四百二十九条又八其準	第百三十八条ノ七第一項
		1

投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ十二
第四百五十条第二項		
ル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法		
する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用ス		
十条第二項及ビ投資信託及び投資法人に関	スル場合ヲ含ム)	
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五	法第四百五十一条二於テ準用	
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第四百五十条第二項(同	第百三十八条ノ十一
条第二項		
百五十一条二於テ準用スル同法第四百五十		
百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四	準用スル場合ヲ含ム)	
及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第	(同法第四百五十一条二於テ	
百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法		
並二投資信託及び投資法人に関する法律第	及ビ同法	

		十四条第四項ニ於テ準用スル商法
第百三十八条ノ十二にお	業務代行者又八職務代行者	清算執行人
いて準用する第百三十二		
条丿五第二項		
第百三十八条ノ十三	商法	投資信託及び投資法人に関する法律第百六
		十四条第四項ニ於テ準用スル商法
第百三十八条ノ十四	清算人	清算執行人
第百三十八条ノ十四にお	商法第四百三条ニ於テ準用ス	投資信託及び投資法人に関する法律第百六
いて準用する第百三十五	ル破産法第百六十六条	十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百四
条ノ六十二		十四条第四項ニ於テ準用スル同法第四百三
		条二於テ準用スル破産法第百六十六条及ビ
		投資信託及び投資法人に関する法律第百六
		一十四条第六項ニ於テ準用スル破産法第百六

投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ十五にお
		五条ノ三十七第一項
		条ノ三十六及び第百三十
十四条第四項ニ於テ準用スル商法		いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法	第百三十八条ノ十五にお
		条ノ三十五第一項
		いて準用する第百三十五
本店	本店及ビ支店	第百三十八条ノ十五にお
第百三十五条ノ六十		
ビ第二項本文、第百三十五条ノ五十九並ニ		
ノ五十七、第百三十五条ノ五十八第一項及	至第百三十五条ノ六十	
、第百三十五条ノ五十五乃至第百三十五条	及ビ第百三十五条ノ五十五乃	第百三十八条ノ十五
十六条		

投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第三百八十六条第一項第一	第百三十八条ノ十五にお
十四条第一項第三号		条ノ四十八
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五	六号	いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第三百八十六条第一項第	第百三十八条ノ十五にお
十二条第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ命ズル		条ノ四十一第一項
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五	三号ノ処分ヲ為ス	いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第三百八十六条第一項第	第百三十八条ノ十五にお
十四条第一項第二号		条ノ四十
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五	二号	いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第三百八十六条第一項第	第百三十八条ノ十五にお
十四条第二項ニ於テ準用スル同法		条ノ三十八第二項
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五		いて準用する第百三十五

八第二項		
ノ十五二於テ準用スル第百三十五条ノ三十		条ノ五十八第一項
十五条第一項ニ於テ準用スル第百三十八条		いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百八	第百三十五条ノ三十八	第百三十八条ノ十五にお
		五第一項
		する第百三十五条ノ三十
		条ノ五十七において準用
		いて準用する第百三十五
本店	本店及ビ支店	第百三十八条ノ十五にお
十四条第一項第五号		条丿五十
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五	八号	いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第三百八十六条第一項第	第百三十八条ノ十五にお
十四条第一項第四号		条ノ四十九

十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五		条ノ六十
条 投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第四百二条	いて準用する第百三十五
ノ五十八第二項 第百三十五条ノ五十八第二項本文	第百三十五条ノ五十八第二項	第百三十八条ノ十五にお
十五条		条ノ五十九
十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五		いて準用する第百三十五
投資信託及び投資法人に関する法律第百六	商法第四百二条	第百三十八条ノ十五にお

(法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人)

第九十四条 法第百九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、 法人が設立企画人として行う業

務に従事する者とする。

(法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引)

第九十五条 法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自

ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

## (法第百九十五条に規定する政令で定める行為)

第九十六条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、 次に掲げるものとする。

- 投資信託委託業者に、 宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、 不動産の管理を

委託すること。

三 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるす

べての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

- イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
- 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、 次に掲げる取引の委託を

行うこと。

- イ 有価証券の売買
- 口 有価証券指数等先物取引

八 有価証券オプション取引

外国市場証券先物取引

朩 有価証券店頭指数等先渡取引

有価証券店頭オプション取引

有価証券店頭指数等スワップ取引

1

法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、

の委託を行うこと。

五

六 その投資口を投資信託委託業者に取得させること。

七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、 不動産を投資信託委託業者

に賃貸すること。

八 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引

九 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

金融先物取引等

第九十七条 法第百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

法第百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

法第百九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する

役職にある者又は使用人

(法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為)

第九十八条 法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の代理とする。

投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読

替え)

第九十九条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取

第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第

項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的

読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の | 読み替えられる字句

読み替える字句

係る取引	又は有価証券オプション取引	
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買その他の取引	
業務		
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の	証券業	号及び第八号を除く。)
四条の十第一項第一号		号から第四号まで、第七
投資信託及び投資法人に関する法律第三十	第三十四条第二項第一号	第四十二条第一項(第二
	頭デリバティブ取引	
係る取引	証券先物取引又は有価証券店	
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買等、外国市場	第四十一条
い等の業務		
券等」という。)の募集等又は募集の取扱		
投資証券及び投資法人債券(以下「投資証	業務	第三十三条
		規定

	取引若しくはその受託等
	は有価証券店頭デリバティブ
	証券オプション取引の受託又
	指数等先物取引若しくは有価
	う。以下同じ。)、有価証券
	という。)を受けることをい
	理の申込み (以下「委託等」
係る取引	受託等 (媒介、取次ぎ又は代
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買若しくはその
	ンの対価の額
投資証券等の価格	有価証券の価格又はオプショ
	ョン取引
	若しくは有価証券店頭オプシ

投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買その他の取引
売買の別又はこれに相当する取引の別、	売買の別、
	び第四十七条第三項
この号及び次条第一項第一号	この号、次条第一項第一号及
係る取引	券店頭デリバティブ取引
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買等又は有価証
	おいて同じ。)
	理府令で定める事項。次号に
	の別に相当するものとして総
	ティブ取引にあつては、売買
	取引又は有価証券店頭デリバ
	物取引、有価証券オプション
売買の別又はこれに相当する取引の別	売買の別(有価証券指数等先

投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買その他の取引	第四十二条の二第一項
	等	
	価証券店頭デリバティブ取引	
	う。以下同じ。) 若しくは有	
	くは第三号に掲げる行為をい	
	はこれに係る同項第二号若し	
	(有価証券オプション取引又	
	、有価証券オプション取引等	
	る行為をいう。以下同じ。)	
	第二号若しくは第三号に掲げ	
	又はこれに係る第二条第八項	
	等(有価証券指数等先物取引	
係る取引	又は有価証券指数等先物取引	

			T									
市場証券先物取引若しくは有	先物取引、オプション、外国	有価証券又は有価証券指数等	の取引等」という。)	いて「有価証券の売買その他	ティブ取引 (以下この条にお	若しくは有価証券店頭デリバ	取引、外国市場証券先物取引	物取引、有価証券オプション	く。) 又は有価証券指数等先	の他の政令で定める取引を除	られている買戻条件付売買そ	(買戻価格があらかじめ定め
		投資証券等										係る取引

	十一条第二項において同じ	
をいう	をいう。以下この条及び第五	第四十二条の二第三項
当該投資証券等	当該有価証券等	
係る取引	等	
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買その他の取引	
	<b>六</b> 項	
この条	この条及び第六十五条の二第	
	頭デリバティブ取引	
係る取引	証券先物取引又は有価証券店	
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の売買等、外国市場	
	証券等」という。)	
	(以下この条において「有価	
	価証券店頭デリバティブ取引	

出資口数を有する株式会社又は有限会社を	引	
半数に当たる株式又は資本の過半に当たる	有価証券店頭デリバティブ取	
(当該設立企画人の発行済株式の総数の過	証券の売買その他の取引又は	
利害関係者 ( 設立企画人たる法人の親会社	親法人等又は子法人等と有価	第四十五条
	ブ取引若しくはその委託等	
	又は有価証券店頭デリバティ	
	外国市場証券先物取引の委託	
	証券オプション取引若しくは	
	価証券指数等先物取引、有価	
係る取引	付け若しくはその委託等、有	
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	有価証券の買付け若しくは売	
業務		
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の	業務	第四十三条

係る取引	為
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	第二条第八項各号に掲げる行
の取扱い等に係る取引	
て同じ。)と投資証券等の募集等又は募集	
人その他の団体をいう。以下この条におい	
項第一号に規定する利害関係人等である法	
託及び投資法人に関する法律第十五条第二	
式会社又は有限会社をいう。) 又は投資信	
出資に係る払込み若しくは給付を受けた株	
場合における当該株式を発行し、又は当該	
又は資本の過半に当たる出資口数を有する	
が発行済株式の総数の過半数に当たる株式	
いう。) 若しくは子会社 (当該設立企画人	

2 証券業 親法人等又は子法人等が 業 務 利害関係者が 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等 の

## 次

法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引

次の表のとおりとする。		
読み替える証券取引法の	読み替えられる字句	読み替える字句
規定		
第四十二条の二第二項	有価証券の売買その他の取引	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募
	等	集の取扱い等に係る取引
	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第百九
		十七条において準用する前項第一号
	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第百九

第四十二条の二第四項 約束が事故 前項第三号 に規定する事故をいう。以下この項におい 十七条において準用する前項第三号 十七条において準用する前項第二号 て同じ。 る法律第百九十七条において準用する前項 約束が事故(投資信託及び投資法人に関す 投資信託及び投資法人に関する法律第百九

## 第四章 雑則

(法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産)

第百条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、 不動産 (法第八条第三項第三号に規定

する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める総理府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとす

ಠ್ಠ

| 法第八条第三項第四号の総理府令

二 法第十五条第一項第六号の総理府令

三 法第十五条第二項第五号の総理府令

四 法第十六条の二第一項の総理府令

五 法第二十八条第一項の総理府令

六 法第三十四条の三第一項第八号の総理府令

八 法第三十四条の四第一項の総理府令

法第三十四条の三第二項第五号の総理府令

七

九 法第三十四条の六第一項第二号の総理府令

十 法第三十四条の六第一項第四号の総理府令

十二 法第三十四条の十二第四号の総理府令十一 法第三十四条の六第二項の総理府令

十三 法第三十四条の十四第四号の総理府令

十四 法第四十九条の九第一項第八号の総理府令

十五 法第四十九条の九第二項第五号の総理府令

十六 法第四十九条の十一で準用する法第十六条の二第一項の総理府令

法第四十九条の十一で準用する法第二十八条第一項の総理府令

十七

十八 法第百三十三条第一項の総理府令

十九 法第二百八条第二項第三号の総理府令

<del>+</del> 法第二百二十六条の総理府令(認可の審査基準、 業務方法の変更に係る認可の基準並びに業務の認

可及び承認の基準に係るものに限る。)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、 不動産に関し行われる次に掲げるものとす

る。

一 法第六条の規定に基づく認可

二 法第十条の二の規定に基づく認可

 $\equiv$ 法第十三条の規定に基づく承認

四 法第三十四条の十第三項の規定に基づく認可

法第三十四条の十一第一項ただし書及び第五項の規定に基づく承認

六 法第四十条第一項の規定に基づく命令 五

七

法第四十二条第一項の規定に基づく処分

八 法第四十三条の規定に基づく処分

九 法第二百十四条の規定に基づく命令

+ 法第二百十六条の規定に基づく登録の取消し

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、 不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとす

る。

法第十条の三

法第二十六条第一項

法第二十九条

四 法第三十一条

五 法第三十四条の十第二項

六 法第三十八条第一項

七 法第四十九条の四第一項

八 法第四十九条の十一において準用する法第二十九条

九 法第六十九条第一項

十 法第百九十一条第一項

十一 法第百九十二条第一項

内閣総理大臣は、 不動産に関し、 第一項各号に掲げる総理府令を定める場合には、 建設大臣と協議する

ものとする。

4

5 金融再生委員会は、 不動産に関し、 第二項に掲げる命令その他の処分を行う場合には、 建設大臣と協議

するものとする。

6 金融再生委員会は、不動産に関し、 第三項各号に掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の

申請があった場合には、建設大臣に通知するものとする。

(権限の委任)

第百二条 金融庁長官は、 総理府令で定めるところにより、法第二百二十五条第一項の規定により委任され

た権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則

この政令は、 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法

律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。